第８４６号

令和７年11月１日

公益社団法人　安全保障懇話会
発行所　東京都新宿区若松町１８－３
電話　３２０２－８６３１　㈹

安全保障を考える

ここに掲載された意見等は，執筆者個人のもので，本会の統一的見解ではありません。

軍事力の心理的使用について

－軍事力による強要と安心供与、そして抑止と強制外交－

研究班　松村五郎

１　はじめに

クラウゼヴィッツが、19 世紀に書いた著書『戦争論』において「戦闘は、戦争において唯一の有効な手段である。そして戦闘においては、現に我が方の戦闘力に対峙する敵戦闘力の撃滅こそ、目的を達成するための手段なのである」[1]と述べているように、およそ軍事力というものは実際に戦うために存在していることは自明であろう。

だが他方それより２千年以上前に、孫子が「百戦百勝は、善の善なる者に非（あら）ざるなり。戦わずして人の兵を屈するは、善の善なる者なり（武力戦によって百戦して百勝するということは、用兵の極意ではないのである。戦いを交えずして敵を屈服させることが最善の方策である）」[2]と記したように、戦うための軍事力であることを前提としつつも、戦うことなく軍事力の効果を発揮して目的を達成することが最

[1] カール・フォン・クラウゼヴィッツ『戦争論』篠田英雄訳（岩波文庫、1968 年）上巻 80 頁。

[2] 読み下し文と和訳は、杉之尾宜生編著『戦略論体系①孫子』（芙蓉出版、2001 年）37 頁による。

善だとの考え方も、古より存在する。

軍事力は物理的に力を発揮するものであるが故に、その力を背景として大きな心理的な効果を持っており、それこそが、国家（場合によっては非国家）が目的を達成する上で重要な役割を果たすことも多い。特に20世紀後半からは、戦略家リデル・ハートが「原子力は、破壊を『自殺行為』の極点にまで高めることによって、戦略の神髄である間接的方法（複）への復帰を刺激し、促進する」[3]と述べたように、核兵器の発明など軍事技術の発達によって、軍事力の心理的効果の意義は増大していると言えるだろう。

そこで本稿においては、軍事力の心理的使用に焦点を当て、それが意図的に使用されるとすればどのような類型があるのかを整理した上で、それぞれについて考察し、それが今後の日本の安全保障戦略立案にどのようなインプリケーションを持つのかを導き出していきたいと思う。なお本稿では、あくまで軍事力がどのように心理的に利用され得るのかを主題として考察することから、政治経済分野での駆け引きを含む外交的考察や、指導者や市民の反応に関する心理学的考察に関しては、主題に関係する範囲内での限定的な記述に留まることを、予めお断りしておく。

２　軍事力の心理的使用の諸類型

本稿において「軍事力の心理的使用」とは、国家・非国家を含むアクターが、軍事力を意図的に使用して、そのアクターにとって望ましい何らかの心理的効果を相手に引き起こそうと図ることを指す。この際、軍事力の使用には、物理的破壊をもたらす武力行使の他に、配備、移動、集結や演習なども含まれる。武力を実際に行使したとしても、軍事力使用の主たる狙いが心理的効果であり、物理的破壊が限定的であるケースも、心理的使用として考察していく。ただし、軍事力の保有や運用が、アクターの意図とは別に、結果的に何らかの効果を及ぼすこともある中で、ここでは原則として意図的な場合のみを「使用」として取り上げて、考察していくこととしたい。

この際、真っ先に思いつくのは、軍事力で相手を威嚇するということだろう。威嚇による心理的効果は、一般に強制（coercion）と呼ばれることが多いが、その中にも

---

[3] リデル・ハート『戦略論』森沢亀鶴訳（原書房、1971年）上巻６頁。訳文の（複）は複数形の意。

いくつかの類型があり、論者によってその類型は必ずしも一致しないので[4]、ここでは著者なりの類型化を試みた上で、それに沿って考察を加えていく。

まずは、強制を大きく 3 つに分類することから始めたい。第 1 に相手が行動を起こしていない中で、何らかの行動や政策変更を強制する場合を強要（compellence）とする。ペリーが黒船来航で日本に開国を迫ったような砲艦外交はその典型である。第 2 に相手が何らかの行動をしないように強制することを抑止（deterrence）とする。これは現代の安全保障議論においておなじみの概念である。そして最後に、相手が既に行動を起こした後、それを中止して引き下がるように強制するのが強制外交（coercive diplomacy）である。前 2 者に比べ、強制外交をこのように定義するのは耳慣れないかもしれないが、これは米国の学者、ゴードン・クレイグとアレキサンダー・ジョージの定義に従ったものである[5]。 これら 3 者の関係を分かり易く示すと、下図のようになる。

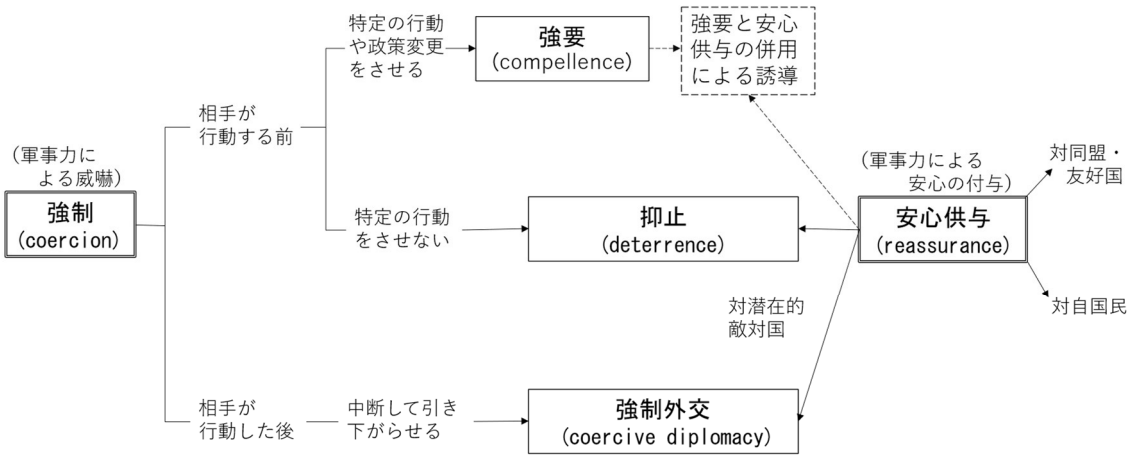

軍事力の心理的使用に関する概念図

筆者作成

軍事力の心理的使用について、ここまでの強制に類する作用については、上記の 3 分類に関して論者ごとの定義の差に混乱が見られたものの、比較的多くの議論が行わ

---

[4] Edited by Melanie W. Sisson, James A. Siebens and Barry M. Blechman, *Military Coercion and US Foreign Policy* (Routledge, 2020), p56.

[5] ゴードン・A・クレイグ、アレキサンダー・L・ジョージ『軍事力と現代外交－歴史と理論で学ぶ平和の条件』木村修三他訳（有斐閣、1997 年）、220～236 頁。

れてきた[6]。しかし、これら軍事力による威嚇に基づく強制の類型とは裏腹の、軍事力のもう一つの心理的効果についても考慮に入れないと、軍事力の心理的使用を全体として考察することができないと筆者は考える。それは前頁の図右側に示した軍事力による安心の付与、すなわち安心供与（reassurance）である。

軍事力を保有していること自体や、それを運用する要領は、自国民や同盟国等に対して安心を供与する効果を持ち、これは国家間の外交などに大きな心理的影響を及ぼす。また、安心供与による心理的影響は、潜在的敵対国にも及ぶ。後に詳しく述べるが、特に抑止や強制外交においては、軍事力による威嚇だけでは相手に有効な心理的影響を与えるのは困難である。威嚇すると同時に、思いとどまればこちらから軍事力を行使することはないという安心供与の姿勢を示すことなしには、抑止や強制外交は有効に機能しない。

そこで以下においては、まず軍事力による威嚇の典型としての強要について、次いで安心供与について考察した後に、両者を加味した心理的使用としての抑止と強制外交について、考えていくこととする。

２　強要－軍事力による威嚇で相手を動かす

冒頭でも引用したように、クラウゼヴィッツは、戦争においては敵戦闘力の撃滅こそ目的を達成するための手段だと言ったが、同時にまた戦争を行うに当たっては「政治的目的を考量せねばならない」とも強調している[7]。それでは戦争を始める政治的目的には、どのようなものがあるのだろうか。古典的には、富の略奪、領地・植民地の奪取、奴隷の獲得、国家の併合、従属国化、外交通商上の一方的な優越獲得、国土防衛上有利な態勢の確保、予防的攻撃による相手国の弱体化などを政治的目的として軍事行動が行われてきた。現代で言えば、資源の獲得、係争中の領土の確保、相手国の政治体制や政策の変更、外交通商上の条件強制、相手国内の武装勢力掃討、自国民保護、大量破壊兵器保持の阻止などが挙げられよう。

これらの目的を達成しようとする際、現代においては国連憲章で自衛及び国連による授権以外の戦争は国際的に禁止されているため、軍事力を行使するハードルは高く

---

[6] 大西健「強要・強制外交－その概念と特徴」防衛研究所ブリーフィングメモ 2019 年 3 月号。

[7] クラウゼヴィッツ、前掲書、下巻 274 頁。

なった。もちろん、自衛の拡大解釈による攻撃などによって実際にこれらの目的を達成するための戦争は起きているわけだが、あからさまに軍事力を行使し難い中で、むしろ軍事力による威嚇によって同様の政治的目的を達成しようとする傾向が高まってきているのも確かである。武力による威嚇も文言上は国連憲章で禁止されているとはいえ、実際の武力行使に当たっては、正当化の理屈を付けなくては外交、経済分野なども含め国際的に様々な不利益を被りかねないという実態に比べ、武力による威嚇のハードルは非常に低く、普通に行われていると言っても過言ではないだろう。

2022 年 2 月に開始されたロシアによるウクライナ侵略も、プーチン大統領は当初からフルスケールの軍隊間大規模戦争を企図していたわけではないと見られている[8]。大規模な戦力をウクライナ領内に侵攻させながら、実際の戦闘によってというよりも、ハンガリー動乱やプラハの春におけるソ連のように[9]、これによってウクライナ国民を震え上がらせると同時に、一部の部隊で首都キーウを制圧することで、政権転覆を狙った可能性が高い。

更に現代においては、情報技術の発展が著しいという点も考慮する必要がある。ここ 30 年間のインターネットの発達により、各国の軍事的活動はほぼリアルタイムで世界中の人々に共有されるようになった。かつては国家の情報収集機能によって察知された他国の軍の動きは、政府内で指導者に報告されることで、指導者は相手国からの威嚇のメッセージを受け取った。しかし現代では、他国の軍の動きは直ちに国民に知られるところとなり、恐怖が世論を動かしてそれが政府指導者への圧力になる。ここ 1 世紀間のメディアの発達によって、その効果は徐々に高まってきていたが、今やその情報伝達スピードはほぼリアルタイムとなり、更に偽情報の戦略的使用などとも相俟って、まったく新たな様相を呈している。これらの状況を踏まえた上で、軍事力による強要が、現代の国際政治にどのような影響を与えているかについて、今一度考えてみることには大きな意義があろう。

それでは、軍事力による強要とは、一体どのように機能するのだろうか。これを考

---

[8] 詳しくは、神余隆博、松村五郎『ウクライナ戦争の教訓と日本の安全保障』（東信堂、2022 年）を参照されたい。

[9] ソ連は、1959 年のハンガリー動乱時は戦車 1000 両以上を含む約 3 万人の兵力をハンガリー領内に侵攻させ、1968 年のプラハの春では戦車 2000 両以上を含む約 25 万人の兵力をチェコスロバキアに送り込んだが、いずれの場合も軍隊間の大規模な戦闘にはならず、両国はソ連の政治的要求に屈した。

える際、国家指導者に対して駆け引きとして行う直接的威嚇と、一般国民の感情に訴えて相手国の世論を動かして指導者に圧力をかける間接的威嚇という二通りの経路があることは、まず押さえておかなくてはならないだろう。

直接的威嚇は、基本的には双方の指導者が合理的な論理的思考をすることを前提にしている。威嚇に屈して要求に応じるよりも、応じずに戦争になるリスクと、なった場合のコストがあまりにも大きいと相手側指導者が判断した際に、強要は成功する。もちろん相手側が、そのリスクとコストを考慮した上で要求に応じない場合もあるわけで、その場合最初に威嚇した側は、本当に軍事力を行使するか否かの決心を迫られることになる。

一旦軍事力で威嚇した以上、相手が要求に応じなかった際に何もせず引き下がってしまっては、それ以降の威嚇の信ぴょう性が低下し、その国は影響力を失うことになる。これを恐れるあまり、当初は本格的な戦争を考えていなかったとしても、威嚇した側の指導者には軍事力行使に踏み切らざるを得ないという大きな心理的圧力がかかる。この現象は、本稿の以下の議論においても度々出てくるので、ここで「威嚇の罠」と名付けておくこととしたい。ウクライナにおける現在のロシアも、この「威嚇の罠」に陥ったと見ることもできよう。

もちろん、威嚇による強要が成功しなかったからと言って、それは軍事攻撃を正当化する理由にはならない。先に述べたように、現代の国際社会においては、武力行使のハードルは高く、できるだけ多くの国に黙認といえどもこれを容認させるには、何らかの正当化が必要となる。最も多く用いられるのが、国家の自衛のため必要であったとの理屈であるが、この他にも自国民保護、人道的介入などが口実とされることもあり得よう。

ただし、口実を付けたとしても大規模な武力行使に至ってしまったのでは、威嚇した側にとっても強要は失敗したということである。それでは直接的威嚇による強要を成功させるための条件とは何なのであろうか。威嚇する側の軍事力が圧倒的に優勢であればあるほど、相手が屈する可能性が高いことは自明であろう。また軍事力のみならず、政治的、経済的にも威嚇できる条件が揃っていれば、強要成功の可能性は高まる。プラハの春は、この良い例である。

しかし現実には、相手国が自国に依存している冷戦間の東欧のような場合はともかく、相手国が別の同盟関係を結んでいるような際には、威嚇する側が軍事的に圧倒的優勢を保持していると確信できることは少ない。威嚇の末に戦争になっても勝てない

かもしれないという状況の中でも、敢えて威嚇による強要を追求することはあるのだろうか。

これに応える一つの手法が、マッドマン・セオリー（狂人理論）と呼ばれるものである。これは、相手に対してこちら側の指導者は必ずしも合理的ではなく、何をするか分からないと思わせ、不安な心理状態に陥らせることによって、要求を飲ませようとする手法を言う。この理論は、ベトナム戦争時に北ベトナムを和平の場に付かせるため、ニクソン米大統領が自分は核兵器も使いかねない人間だと思い込ませることを考えていたことに端を発するとも言われている[10]。特に核兵器のように、使用のハードルは高いが使われた場合は絶大な被害をもたらすという軍事力で威嚇する場合は、マッドマン・セオリーも有効となろう。

この例としては北朝鮮の金正恩総書記が挙げられることが多いが、最近ではトランプ米大統領もこれを意識しているのではないかと論じられることがある。いずれにしても指導者個人のキャラクターが大きく影響しているので、この手法が長期間にわたって有効であることは考えにくい。しかし一般論として、軍事力の心理的利用に当たっては、確実な因果関係だけではなく、不確実性という要素が大きな役割を果たすことも認識しておかなくてはならないだろう。これに対する側は、その対応策を論理的思考に基づいて立案するとしても、その中に不確実性という要素をどう織り込むか、難しい判断を迫られることになる。

さて次に、一般国民の感情に訴えて指導者に圧力をかける間接的脅威について考えてみたい。以前から、戦争が実際に行われている中で、相手国民の士気を削ぐような心理戦は頻繁に行われてきた。第2次世界大戦では、その手段として宣伝ビラの配布やラジオ放送が活用されたことは、よく知られている。しかし最近では、IT技術の発達により、情報が拡散する範囲と速度は格段に大きくなり、相手国の一般国民にリアルタイムで影響を及ぼすことが可能になってきている。

また現代においては、軍事演習や大部隊の展開に合わせて、SNSや偽装メディアで偽情報を広めたり、サイバー空間で情報を操作したりする他、政治・経済・文化など様々な分野で同時に恫喝的な心理操作を行うことが可能になってきている。いわゆる

---

[10] 豊下楢彦『「核抑止論」の虚構』（集英社新書、2025年）、90頁。ただし、このニクソン大統領の試みは、本稿の分類では強要ではなく、強制外交に当たる。

ハイブリッド戦争と呼ばれる分野である[11]。このような複合的な働きかけによって、間接的威嚇の有効性はますます高まっていると言っていいだろう。

そしてこのような一般国民に対する間接的威嚇には、2通りの手法があることにも注意が必要である。一つは軍事的威嚇を加えることによって相手国国民に恐怖や不安感を抱かせ、それが政府指導者に宥和的な政策を採らざるを得なくなる圧力として働くことを期待するものである。もう一つは、軍事的威嚇に恐怖を感じる国民と反発を感じる国民の間の対立を煽り、相手国の政治状況を不安定化させることによって政府の基盤を不安定にし、外交的にも一貫した断固とした態度を取ることが困難になるよう仕向け、その弱みに付け込んで要求を飲ませるという手法である。

威嚇を受けている国にとっては、安心供与に関する次項で述べるように、国民に不安感を与えないよう、自国の防衛能力を高めて安心感を付与することも重要であるが、この際に国民世論の分裂を招かないように注意して進めないと、威嚇によって国内対立を煽る手法に付け込まれる可能性があるので、これらのバランスに配慮しなくてはならない。

3　安心供与－軍事力によって様々な対象に安心を付与する

軍事力による威嚇と裏腹の関係にあるのが、軍事力による安心の付与、すなわち安心供与である。安心供与は、基本的には現状維持のために行われることが多く、軍事的に目立った動きを伴うことが少ないので見過ごされがちであるが、軍事力の心理的使用について考える際に、見逃してはならない作用である。強要と併用されて相手を特定の方向に誘導する際に用いられることもあるが、特に抑止や強制外交を考える際には、後述するように、威嚇という側面だけを見て安心供与という側面を考慮に入れないと、偏った議論に陥る可能性がある。そのためにも、ここで軍事力による安心供与という心理的効果について、しっかりと確認しておきたい。

軍事力による安心供与について考える際、誰に安心を供与するのかによって、考察

---

[11] ハイブリッド戦争とは、本稿で論じている軍事力の心理的使用以外に、政治、外交、経済、社会文化、情報など広範な分野の各種手段を複合的に用いて、相手国指導者の心理に働きかける手法である。ハイブリッド戦争について詳しくは、松村五郎『ハイブリッド戦争の本質的メカニズム－軍事・非軍事の手段を最終目的に結び付ける「認知レベルでの戦い」－』（2023年、中曽根平和研究所）を参照されたい。
https://www.npi.or.jp/research/data/npi_research_note_matsumura_20231011.pdf .

の内容は大きく異なる。実際にはその対象は多岐にわたるが、ここでは同盟国、自国の国民、潜在的敵対国という代表的な3つの対象に分けて考えていくこととする。

まず同盟国であるが、ある国家が深刻な脅威に直面している時、国家はその脅威に対抗するため、その脅威に対抗しようと他国と同盟を形成するか、あるいは逆に脅威の源泉となる国と同盟を結ぶとされる。前者がバランシング、後者がバンドワゴニングである[12]。このどちらの場合にも、軍事力による安心供与は大きな役割を果たす。

後者のバンドワゴニングでは、弱小国が潜在的脅威である強大国の庇護を受けるためにその傘下に入ることになるが、これは強大国の側から見れば、前項で考察した強要が成功した状況のようにも見える。しかし弱小国の側から庇護を求めた場合、逆らって何かを強要された場合と比較して、弱小国の利益も一定程度保証されることから強大国に従う方を選ぶということになろう。強大国の側としては、強硬策で「威嚇の罠」に陥って戦争になることを回避しつつ、弱小国に安心を供与するのと引き換えに、ある程度は強要と同じ利益を得られるということになり、これは両者にとって、たとえ不本意ではあっても、ある種win-winの状況であると言える。この関係は、冷戦間のソ連とフィンランドの関係のように、あくまでも強大国が弱小国に対して軍事行動をおこさないという安心供与の信ぴょう性があって初めて成立する。

それではバランシングの場合はどうであろうか。バランシングでは、潜在的脅威に対抗して同盟関係を構築した国同士の信頼関係が重要となる。ここで問題となるのが、いわゆる「巻き込まれ」と「見捨てられ」のジレンマである。すべての同盟国にとって脅威が完全に共通であればよいが、通常は複数の脅威があり、脅威対象との地理的近接性も国ごとに異なるため、実際の脅威感には差が生じる。自国が脅威だと思わない事態でも、同盟国の危機時や戦時に、自国も戦争に関与せざるを得なくなるという「巻き込まれ」の懸念と、逆に自国の危機時や戦時に、他国はこれに関与するのを恐れて助けてくれないのではないかという「見捨てられ」の懸念がそれぞれの国に生じる。そして「見捨てられ」の懸念を払拭するために軍事同盟の連結力を強化するほど、逆に「巻き込まれ」の懸念が生じるというジレンマが生じるのである。

そして、バランシングによって同盟を形成する諸国は、必ずしも同じ規模の国力を有しているわけではないという点が、事情をさらに複雑にしている。より小さな国は

---

[12] スティーブン・M・ウォルト『同盟の起源－国際政治における脅威への均衡』今井宏平、溝渕正季訳（2021年、ミネルヴァ書房）23～40頁。

大きな国の戦争に巻き込まれる恐れも、大局の中で犠牲として見捨てられる恐れも、より強く持つことになろう。現代において、その大きな国が核兵器を保有している場合は、他国の安全保障のためにその国が本当に核兵器を使用する覚悟があるのかという、いわゆる拡大核抑止の信ぴょう性の問題も深刻となる。

そのような中で、バランシング同盟の中の軍事大国は、他の同盟諸国に対してどのようにして安心供与を行っていくのかが課題となる。外交面で成文化された相互防衛条約を結ぶことが基盤となろうが、これは実際の軍事力の配置や、共同演習、相互運用性の確保などによって、しっかりと裏打ちされたものでなくては信ぴょう性を持たない。逆に言えば、日々軍事力をどのように運用していくかを決めるに当たって、この安心供与の心理的効果を考慮することが重要だということである。

より軍事力が小規模な国の側は、大国の全体的な世界戦略の中で、自国がより重要な存在となり、その大国が自国の安全に利益と関心を持ち続けるよう外交、軍事、経済を総合した強かな戦略を立てていくことが重要となるが、この際にもう一つ重要な考慮要因となるのが、自国民への安心供与である。

国民世論は、論理的思考だけではなく感情にも大きく影響される。そのような中で軍事力を運用するに当たり、国民が「巻き込まれ」や「見捨てられ」の恐怖を抱くことがないよう、そのバランスを見極めていかなくては、一貫した安定的な安全保障政策を継続していくことはできない。そのためには、軍事力や軍事戦略を大国と連結する側面と、自国の利益に基づく独立的な運用という側面の両方に配慮しつつ、国民の理解を得てそれを戦力構成や戦力運用に反映していくことが必要となろう。

ここまで軍事力による安心供与の対象として、同盟国と自国民について考えてきたが、最後に潜在的敵対国への安心供与についても触れておきたい。敵対国への安心供与というと奇妙に聞こえるかもしれないが、戦争が違法化され、国家安全保障の目的が戦争を遂行することではなく戦争を防止することに置かれている現代においては特に、この要素を無視することはできない。

米国の政治経済学者のブラットマンは、国家間に利害の対立があったからといって、通常はむしろ平和的な交渉によってその調整がなされることの方が多く、戦争に至ってしまうのは、次の５つの要因による場合だと指摘した[13]。第１は指導者層の私的

---

[13] クリストファー・ブラットマン『戦争と交渉の経済学－人はなぜ戦うのか』神月謙一訳（2023 年、草思社）。

利益、第2は復讐等の感情的誘因、第3は将来の不確実性への不安、第4は相手が約束を守らないのではないかという不信感、第5は自信過剰などの誤認識だという。この中で第1、第2、第5は、その国の国内の問題であり、それらもじっくり考察しなくてはならない要因ではあるが、ここで安心供与との関係で取り上げたいのは、第3、第4の要因である。

対立要因を抱えた潜在的敵対国間においては、相手側が先に攻撃的な行動に出てくることで、自国が不利な立場に立たされるのではないかという不安が常に存在する。それが募ると先制攻撃の誘因ともなるし、そこまで至らなくとも、相互に極度の警戒態勢を維持することで偶発的な衝突が起きやすくなる。これを防止するためには、こちらから攻撃的行動を起こす意図はないというシグナルを相互に発し続けることが重要であり、そのためには外交面のみならず軍事的にも相手に安心を供与することが必要となる。

具体的には、軍事力の構成面で過度に攻撃的な戦力組成を構築することを避けるとともに、運用面においても演習等の軍事行動の目的を明確にして疑心暗鬼が生じないようにすることである。これらの措置を条約等で明文化するのがいわゆる軍備管理条約であり、戦力組成に関する米ソ（ロ）間の一連の核兵器制限条約や欧州通常戦力（CFE）条約、そして更には演習規模等についても取り決めたストックホルム欧州軍縮会議合意文書[14]などがある。冷戦間に締結されたこれらの条約は、冷戦後敵対関係が錯綜する中で失効したものも多いが、それでも条約に至らない各種の信頼醸成措置は、現代の国際安全保障上欠かせないものとなっており、軍事上の安心供与の大きな手段となっている。

これらは総じて、協調的安全保障（cooperative security）として論じられることも

---

[14] 冷戦末期の欧州で1986年に合意されたストックホルム欧州軍縮会議合意文書においては、ソ連を含む欧州各国が、大規模な軍事活動による軍事的威嚇を防止するため、4000人以上の兵員を含む軍事活動に関して2年前に事前通告することで合意した。しかし冷戦の終焉とロシアにおけるプーチン政権成立を経て、その実効性は徐々に失われてしまった。杉江栄一「ストックホルム欧州軍縮会議合意文書」中京大学学術情報リポジトリ。https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwj0__y-3buPAxUxh1YBHVmvIf0QFnoECBkQAQ&url=https%3A%2F%2Fchukyo-u.repo.nii.ac.jp%2Frecord%2F14452%2Ffiles%2FKJ00004534798.pdf&usg=AOvVaw1uMWcVMVWuCuvQmcZnqK3w&opi=89978449 .

ある[15]。取り決めを締結しただけでは机上の約束事であるが、それに基づいて軍事力の整備や運用の面で実体が伴うことにより、潜在的敵対国に対してプラスの心理的作用を発揮することを狙ったものである。これらの軍備管理及び信頼醸成のための各種措置は、疑心暗鬼によって生じる先制行動を予防するとともに、大規模な軍事力による威嚇で引っ込みがつかなくなってその行使に至るという「威嚇の罠」に陥る国が出てくることを未然に防ぐためにも、大きな役割を果たすだろう。

また、これまで述べた措置は、主として平時における相互信頼を高めることを狙いとして行われるものであるが、平時から危機時に至る抑止や強制外交を成功させる上でも、潜在的敵対国に対する軍事的な安心供与は不可欠である。このメカニズムを明らかにするため、次項及び次次項においては、抑止と強制外交における軍事力の心理的使用に関して、軍事力による威嚇と安心供与の両面から考察していくこととしたい。

4　抑止－軍事力で威嚇すると同時に安定を得る

前述したように、抑止は強要と並んで軍事力による強制の一つの類型である。強要が軍事力による威嚇によって相手に何らかの行動や政策変更をさせることを言うのに対し、抑止は何か（多くの場合は攻撃的行動）をさせないことを指す。すなわち軍事的な意味での抑止とは、「相手が受け止めることができないほど有効な反撃が行われるという恐怖心を、その相手に起こさせて、その敵対行動を挫折させる措置」である[16]。

この際の「有効な反撃」の性格によって、抑止は更に懲罰的抑止と拒否的抑止に区分される[17]。懲罰的抑止とは核兵器の使用のような大量報復手段により、相手国に耐えられない損害を与えるという反撃に依拠するのに対し、拒否的抑止は相手が攻撃した場合にそれを成功させず、逆に多大なコストとリスクを強要するという態勢をとることで達成される。

これを軍事力の心理的使用という観点から考える際には、その「恐怖心」が、論理

---

15 Ashton B. Carter, William J. Perry, Jhon D. Steinbruner “A New Concept of Cooperative Security” (1992, The Brookings Institution) pp.7-10.

16 桃井真「抑止概念の本質と展開」、高坂正堯、桃井真共編『多極化時代の戦略』(1973年、日本国際問題研究所)、上巻 29 頁。

17 グレン・H・シュナイダー「拒否と懲罰による抑止力」、前掲『多極化時代の戦略』、上巻 37～72 頁。

的思考からもたらされる効果と、感情的反応からもたらされる効果が混合したものである点を理解しておかなくてはならない。懲罰的抑止の場合は、発動時の人的被害があまりにも大きいため、論理的にはともかく現実に発動できるのかという疑問が残る半面、相手に与える恐怖心も絶大であるが故に、抑止が成り立つという構造が存在する。冷戦間の相互確証破壊のように論理的に組み立てられた戦略であっても、最終的に感情的恐怖心に依拠する側面が大きいという点が、拒否的抑止の場合とは異なるわけであり、それだからこそ強要の項で触れたマッドマン・セオリーがここでも有効になる。これに対して拒否的抑止の場合には、より論理的に精緻かつ現実的なストーリーを組み立て、これに適した軍事力を構築して反撃成功の可能性を高く保たないと、相手国に対して説得力を持たないだけでなく、自国民に対して安心を供与することもできない。

抑止に関するもう一つの区分は、平素からの静的な軍事バランスによって相手に攻撃する気を起こさせない一般抑止（general deterrence）と、相手が攻撃を準備している危機時に軍事態勢を動的に変えることで攻撃を思い止まらせる緊急抑止（immediate deterrence）という区分である[18]。軍事力による心理的効果について考える際には、特に後者の緊急抑止が重要となろう。

一般抑止でも言えることではあるが、特に緊急抑止においては、軍事力の心理的効果としての威嚇と安心供与のバランスが重要となる。これは理論的には、抑止の信ぴょう性と安定性のジレンマとして知られている[19]。二国間の対立が激化した際に、相手が攻撃してきた場合に確実に反撃するとの抑止の信ぴょう性を高めるために軍事力を動かすと、相手側はその準備が整わないうちに攻撃しないと不利である、また更には先制攻撃される可能性もあると考え、早く攻撃しなくてはという心理的圧力が高まるため、交渉の期間が失われ、抑止の安定性が損なわれるというジレンマである。

したがって緊急抑止においては、状況の進展に合わせて相手を軍事的に威嚇すると同時に、相手が引き下がればこちらから仕掛けることはないという安心供与を同時に行う必要がある。これは一般抑止の文脈で言えば、際限のない軍拡競争によるいわゆ

---

[18] Patrick M. Morgan, “Deterrence -A Conceptual Analysis-” (1977, Sage Publication Inc.), pp25-43.

[19] Paul K. Huth, “Extended Deterrence and the Prevention of War” (1983, Yale University Press), pp.49-52.

る「安全保障のジレンマ」を防ぐための軍備管理や信頼醸成措置に相当するものである。いずれにせよ、安心供与を忘れた威嚇だけでは、安定的な抑止態勢を築くことはできない。

一般的には、危機的事態が生起した際に、相手が挑発的な行動を取ってきたとしても、その威嚇に威嚇で返すのではなく、こちらが守るべき所はしっかり守っているので挑発されても動じないという、いわば「いなし」の態勢を取ってエスカレーションを絶つことが、安定的な抑止の上で重要であると考えられる。言い換えれば、武力攻撃を受けた場合の自衛のために、対外的にその必要性と均衡性をしっかり説明できる軍事力を自信を持って保持し、その理念の下にこれを運用することで、相手に毅然とした態度を示しつつ、危機を回避することが肝要であろう。

この点は、国民への安心供与を考えた場合にも大切である。偽情報拡散や影響工作が横行する現代においてはなおさら、国民が相手国による軍事的威嚇によって戦争のリスクを恐れてパニックになることなく、エスカレーションを回避しようとしている自国の政府を信頼できるように、安定感ある抑止態勢を築いていくことはますます重要となっている。

５　強制外交－軍事力を背景に説得する

抑止が、まだ開始されていない行動の実行を思い止まらせるものであったのに対し、強制外交は、敵対者によってすでに引き起こされた行動を覆そうと試みるものである[20]。そのために軍事的威嚇や、場合によっては限定的な軍事行動が行われることがあるが、その目的はあくまでも相手に対する心理的作用でこれを引き下がらせることにあるのであり、軍事力で敵を撃破することによって事態を収拾しようとすることとは一線を画すものである。

北朝鮮に非核化を迫ったり、イランに核兵器開発計画を放棄させようとしたりする試みなども含め、相手の政策を放棄させることを幅広く強制外交と呼ぶ見解もあり得るが、本稿ではこれらの様に相手の持続的な政策を変更させようとする試みは強要に含めることとし、強制外交としては既に開始された軍事攻撃など動的な行動を撤回させることに焦点を当てて論じていくこととしたい。

抑止における場合と同様、強制外交においても敵対者に対する安心供与は重要な役

---

[20] クレイグ、ジョージ前掲書、220 頁。

割を果たす。クレイグとジョージは、強制外交の成功例として1962年のキューバ・ミサイル危機を、失敗例として1990年のイラクによるクウェート侵攻によるペルシャ湾岸危機を挙げている[21]。キューバ危機においてケネディ政権は、ソ連がミサイルを撤去する代わりに米国はキューバに侵攻しないと約束するとともに、トルコからジュピター・ミサイルを撤去するという秘密合意も付けることによって、米国が危機のエスカレートを望んでいないというメッセージを送ってソ連への安心供与を図った。これに対して湾岸危機においてブッシュ政権は、イラクのサダム・フセイン政権にチキンゲームを挑み、何ら取引材料を与えることなく戦争開始の圧力だけで引き下がらせようとした結果、相手がこれに応じず戦争に踏み切らざるを得なくなったというのである。

この湾岸危機の教訓は、強要の項で述べた「威嚇の罠」と通じるところがある。危機の収拾に当たって、相手に何ら安心を供与することなく手を引くことを求めても、既にリスクを覚悟で行動を開始している相手が引き下がることはなく、威嚇した側としてはそのまま戦争に突き進まない限り、今後自国による威嚇の信ぴょう性を損なうことになる。この罠を回避するために、強制外交によって危機を収拾しようとする国は、軍事力による威嚇を加えつつも、決してエスカレートを望んでいるわけではないというメッセージを、言葉のみならず現実の軍事的な行動をもって示す必要があろう。ここにも、抑止の信ぴょう性と安定性のジレンマに似た構図が存在する。

6　日本の安全保障政策立案へのインプリケーション

さてこれまで、軍事力の心理的使用に関わる4つの形態、強要、安心供与、抑止、強制外交について、一般論としての考察を加えてきたが、最後にこれらの考察が日本の安全保障政策立案にどのような洞察を与えるのかについて考えてみたい。

まず強要についてである。戦後日本は憲法第9条の「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」との理念の下に安全保障政策を立案してきた。このため、「日本が軍事力による威嚇によって他国に何かを強要するということはおよそ考えられず、強要する側という視点で日本が留意すべきことはない」と考えるのが一般的ではないかと思われる。

---

[21] 同上、226～236頁。

確かにその通りではあるのだが、2023 年の日本の防衛費は、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の年鑑によると世界第 10 位であり[22]、中国やロシアにはとても及ばないものの、アジア地域において大きな軍事的存在であることは確かである。したがって、日本としてはそれを強要に使用する意図がまったくなくとも、日本の防衛力整備や大規模演習等がアジア諸国からどのように受け取られているかという視点を持ち、それを考慮に入れた上で防衛政策を立案するとともに、その意図がわかるようにはっきりとコミュニケーションを取っていくという着意は重要であろう。

特に、ロシアや中国などが、偽情報拡散や影響工作に力を入れている今日にあっては、自衛隊の編成、配備や行動の意図に関する情報が歪めて伝えられることも考えられ、そのような面も考えると、この着意の重要性は益々増してきている。これを怠ると、国外で誤った認識が広められたり、国内で政府に対する不信感が助長されたりすることも考えられ、注意が必要である。

次に軍事面での安心供与であるが、これまで日本の専守防衛政策は、図らずもこの観点で大きな効果を発揮してきたと言える。だが 2015 年の平和安全法制の成立によって、限定的な集団的自衛権の行使が容認されるとともに、敵基地攻撃能力としての反撃能力が整備されつつある現在においては、これらがあくまで防衛的考慮からなされるものであり、先制攻撃などこちらから先に戦争に訴える意図を持ったものではないという点について、言葉のみならず戦力配備や演習等の防衛行動を通じて国内外に明確にしていくことが必要である。

国内においても、防衛力の強化と並行して、これらが国民を守るためにどのように防衛的に使われるのかを国民に納得させるように防衛力の配置や運用に留意し、その意図を周知して冷静な議論をしていくことが必要であろう。それによって初めて、感情的な対立を回避し、外国の影響工作等に付け込まれることがないようにしていく基盤が形成される。具体的には、中国による台湾の武力統一の可能性が懸念される中、南西諸島において国民と国土をどのように防衛するのか、逆に侵攻を受けてしまう危険をどのようにして回避していくのかについて、地元の自治体や住民とも対話を重ねつつ、具体策について議論を進めていくことが必要である。防衛計画自体には秘匿し

---

[22] SIPRI Yearbook 2024
https://www.sipriyearbook.org/view/9780198930570/sipri-9780198930570.xml .

なくてはならない事項も多々あるにせよ、少なくとも不信感を生まないように公に議論すべき点についてはそれを尽くさないと、外国勢力などに付け込まれて国内対立を煽られ、実効的な防衛に支障をきたすことになりかねない。

この観点では、米国との同盟関係の管理も重要である。米国から日本への安心供与に関しては、これまでも「見捨てられ」の懸念を払拭するための議論は多々行われてきており、現在も政府間で拡大抑止に関する協議が行われている。ただしこれらは皆、日本防衛に関する米国の関与の確保を論点とするものである。

ところが中国の台湾侵攻や朝鮮半島での紛争に関しては、米国が関与する・しない、日本が関与する・しないなどの組み合わせで、台湾や韓国も含めたそれぞれのアクターにとって、様々な「見捨てられ」の構図（逆に言えば「巻き込まれ」の構図でもある）が存在する。この問題に関しては、これまで政治的な困難性から十分な議論が行われてきたとはとても言えない状況である。

しかし今後、危機の可能性が高まってくるとするならば、この議論を避けて通ることはできない。議論がないまま危機に突入してしまった場合には、例えば日米台や日米韓の離間を図る偽情報拡散や影響工作などで、他国に付け込まれる弱点となってしまう。

更に日本が反撃能力を整備する中では、この能力の発揮に当たって日本から関係諸国への安心供与をどのように行うかという論点も重要である。これには二重の側面があり、どのような時に関係国と協力してこの能力をどう効果的に発揮するのかという安心供与と、関係国との十分な協議なしには使用しないという安心供与の両方に配意しなくてはならない。例えば朝鮮半島で南北間の危機が激化したような場合の韓国との関係を考えれば、この二重の側面を理解し易いであろう。

今までは問題になって来なかった日本から米国への安心供与という論点においても、この二重の側面で慎重な配慮が必要である。トランプ政権下の米国で自国第一主義が台頭する中、これまではあまり問題にならなかった北東アジア危機への「巻き込まれ」に関する米国内の危惧にも、今後は配慮が必要だと予想されるからである。

このように多くの変数が絡む複雑な方程式を、各国が同時に解いていかなくてはならない中で、危機に当たって誤解や誤算が生じないよう、同盟・友好国間はもちろん、脅威対象となり得る国との間でも、危機に向かうそれぞれの段階に応じて、適切

な戦略的コミュニケーションを十分に取っていくことが求められよう[23]。

そしてもちろんこの問題は、軍事面での抑止の成否とも大きく関わってくるので、ここで次の抑止に話を進めたい。あくまで日本領域に対する武力攻撃の抑止を重視するのか、台湾や韓国に対する侵攻も含めて抑止するのかということでも議論は大きく変わってくるが、いずれの場合にも防衛力を強化することだけでなく、日本が望んでいるのは現状維持であり、攻撃的な意図は持っていないということを示すような防衛力の運用も並行して工夫していくことで、抑止の信ぴょう性と同時に安定性を確保していくことが重要となる。

また、何か偶発的な事案が生起した際に、エスカレーションを抑制するための防衛力の運用はいかにあるべきかについてもよく研究しておく必要がある。緊急抑止の手段（米軍はこれを柔軟抑止選択肢（FDO：Flexible Deterrent Option）と呼称している[24]）を考えるに当たっては、相手が取った行動に対し、こちら側が一段強い態勢を取って臨むことによって相手を引き下がらせるという手法に頼りがちである。しかしこれだけでは、双方がエスカレーションラダーを登っていく危険を回避することができない場合もあり、かえって事態の拡大を招く恐れもある。この手法だけではなく、キューバ危機の例のように、こちらがエスカレーションを望んでいないことを示すための軍事的な安心供与の措置についても、予め検討しておく必要があるだろう。

最後に強制外交であるが、これについても強要と同様、軍事力を威嚇に使用することがない日本とは、これまで無縁だと思われてきた。しかしもしも今後、中国による台湾侵攻や朝鮮半島における南北軍事衝突などの危機が日本周辺で生起することを考えると、実際に起きている戦闘に参加するかしないかという二者択一で考えることができないのは自明であろう。これは現在の欧州諸国によるウクライナ支援を見ても明らかである。日米も含めた友好・同盟諸国としては、武力介入によって紛争を拡大させるよりも、可能であれば軍事面も含めた圧力を加えて相手を引き下がらせることをまず追求すると思われる。これは米国にとってはおなじみの強制外交である。

---

[23] 戦略的コミュニケーションには、言語による伝達以外に軍事や経済などの分野での実際の行動も含まれる。詳しくは、青井千由紀『戦略的コミュニケーションと国際政治－新しい安全保障政策の論理』（2022 年、日本経済新聞出版）、23～26 頁を参照。

[24] DoD Dictionary of Military and Associated Terms As of Merch 2017, p.90. https://www.tradoc.army.mil/wp-content/uploads/2020/10/AD1029823-DOD-Dictionary-of-Military-and-Associated-Terms-2017.pdf .

それではその時に、日本としては何をすればよいのだろうか。日本の領域が武力攻撃を受けないように自衛の措置を万全にするのはもちろんであるが、それと同時に、米国が相手国に示す軍事的威嚇に、日本としてどのように関わるかが問題となってくる。これが軍事的威嚇である以上、その一部にでも参画することは、純粋に日本領域に対する武力攻撃を抑止することとは矛盾する側面もあると考えられる。その中で何が日本にとっての最適解なのかを探していかなくてはならない。

この際に考慮に入れなくてはならないのが、キューバ危機の回避成功と湾岸危機の回避失敗の例で出てきた安心供与の重要性である。強制外交を成功させるためには、十分な軍事的威嚇と同時に、こちらとしてもそれ以上のエスカレーションを望んでいないというシグナルを、言葉だけでなく軍事的行動によっても示すことが大事だとの教訓である。もちろん相手が徹底的にエスカレーションしてでも軍事的勝利を得ようとの決意を持っている場合には、強制外交は通用しない。しかし相手の目的が全面勝利でない場合には、軍事対立拡大を避けるという観点から、事態の収拾を追求することが望ましい。

北東アジア地域での危機に当たって日米が協力する場合には、相手国に対する軍事的威嚇と、相手が引き下がった際の軍事的安心供与の両方を示す上で、日米両国がどのように役割分担して臨むのか、緊密な協議が必要となる。この際、軍事的な安心供与としては、危機終結後の軍備管理や信頼醸成措置の提案などが考えられるが、更に外交や経済の分野における安心供与も組み合わせていかなくてはならないだろう。

以上、強要、安心供与、抑止、強制外交という軍事力の心理的使用の４つの類型に関して、日本の安全保障政策へのインプリケーションを考察してきた。総じて言えることは、防衛力の整備と運用に当たり、平素、危機時、紛争勃発後のそれぞれの段階を通じて、それが周辺諸国に対してどのような心理的効果を及ぼすかを意識して政策を立案することの重要性である。日本側が意図しているといないとに拘わらず、それを周辺諸国がどう考えるかが、事態の帰趨に大きく関わってくる。この点について、平素からシミュレーションを行うなどして、議論を尽くしていくことが重要であろう。

具体的な防衛政策上の措置について、最終的な決心を行うのは政治指導者ではあるが、そのためにどのようなオプションがあり、それぞれがどのような軍事的意味を持つのかを提示するのは自衛官や防衛官僚の役割である。そして国民との関係では、民主主義国としての透明性も重要となる。政府部内のみならず、平素から広く国民にも

その利点欠点を周知して冷静な議論を重ねることで、危機時になってから感情的な国内混乱を引き起こして外国に付け込まれることがないよう、国民的合意を成熟させていくことが望ましいと考える。

7　おわりに

本稿においては、軍事力の心理的使用について、強要、安心供与、抑止、強制外交という４つの類型について、一般的な考察を加えるとともに、それが日本の安全保障政策に対してどのようなインプリケーションを持つのかを考えてきた。

この中でも抑止という用語は、日本の安全保障政策を論じる際に頻繁に使用されるが、これを論じる際にはハードウェアとしての抑止力への言及が主体であり、その心理的効果について議論されることは稀である。しかし、本稿で述べてきたように、抑止とは本来心理的なものであり、その成功のためには、軍事的威嚇力によってその信ぴょう性を確保すると同時に、相手に安心を供与してその安定性を確保することも必要であり、そのバランスが問題となる。今後は、この側面からの議論も望まれよう。

また、日本の防衛を考えるに当たっては、日本周辺で予想される危機事態について予測を立て、シミュレーションすることが不可欠である。周辺の事態とまったく関係なく、日本が突然他国から侵略されることは蓋然性が非常に低いわけであり、それよりも台湾危機や朝鮮半島危機との関係で、日本の安全をどのように確保するのかを優先して考えるべきであろう。それにもかかわらず、これまでの防衛論議においては、政治的な制約もあり、日本が攻撃を受けた場面だけを取り出して、どのように米国の協力を得てこれを排除するかに絞って議論する傾向が強かった。

現実はこれとは異なり、日本の安全保障は台湾や韓国の安全保障と密接に結びついている。防衛力の整備や運用に当たっては、それが関係諸国に及ぼす心理的影響も十分に考慮し、真に効果を発揮する政策を選んでいかなくてはならない。その関係諸国（地域）には、米国、台湾、韓国、フィリピン、オーストラリアなどの他、中国、ロシア、北朝鮮も含まれる。冷戦間に比べて、この地域の軍事環境が複雑化すると同時に、日本の防衛力が持つ影響力も格段に増大している。このことを十分自覚した上で、危機に向き合ったときに、政府も国民も右往左往することがないよう、平素から十分な議論を重ねていくことが、今求められていると言えよう。

【筆者プロフィール】

松村五郎（まつむらごろう）

１９８１年　東京大学工学部卒業。同年陸上自衛隊入隊。幹部候補生学校長、第１０師団長、統合幕僚副長、東北方面総監を歴任し、２０１６年退官。戦略学修士（米陸軍戦略大学）。著書に『自衛隊最前線の現場に学ぶ最強のリーダーシップ』（WAVE 出版）、『新しい軍隊―「多様化戦」が軍隊を変える、その時自衛隊は…』（内外出版）。『ウクライナ戦争の教訓と日本の安全保障』（共著、東信堂）。

「安全保障を考える」に対する投稿について

（編 集 部）

「安全保障を考える」に対する会員各位の積極的なご投稿をお願い致します。

投稿される場合は原稿用紙（400字詰）10～15枚程度が適当と考えております。

なお、既に発表されているものについてはご遠慮下さい。